

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 48 号	平成26年度盛岡市一般会計補正予算(第1号)	1
議案第 49 号	専決処分につき承認を求めることについて	6
議案第 50 号	専決処分につき承認を求めることについて	8

議案第 48 号

平成26年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度盛岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 698,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106,768,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年5月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 5,792,275	千円 127,555	千円 5,919,830
	2 県補助金	2,527,328	127,555	2,654,883
19 繰入金		1,280,798	47,771	1,328,569
	2 基金繰入金	1,241,801	47,771	1,289,572
22 市債		12,111,300	522,700	12,634,000
	1 市債	12,111,300	522,700	12,634,000
歳入合計		106,070,000	698,026	106,768,026

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 11,264,736	千円 164,988	千円 11,429,724
	1 総務管理費	9,461,557	164,988	9,626,545
3 民生費		40,339,078	143,500	40,482,578
	2 児童福祉費	15,371,973	143,500	15,515,473
8 土木費		16,025,848	145,000	16,170,848
	5 住宅費	1,271,916	145,000	1,416,916
10 教育費		9,032,096	244,538	9,276,634
	2 小学校費	3,358,437	58,280	3,416,717
	3 中学校費	1,657,071	186,258	1,843,329
歳 出	合 計	106,070,000	698,026	106,768,026

第 2 表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
通年型スケートリンク整備事業 に必要とする経費についての債 務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	1,800,000	2,118,000

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
コミュニティ施設 建設事業債	164,600	180,200	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借 入先の融資条件によ る。 ただし, 財政又は 借入先の都合並びに 金融の状態により繰 り上げ償還し, 又は 償還年限を短縮し若 しくは低利に借換え することができる。
国民体育大会開催 施設整備事業債	303,400	308,900			
通年型スケートリンク 整備事業債	765,900	904,500			
公営住宅建設事業債	331,500	476,500			
巻堀中学校 施設整備事業債	295,900	473,400			
津志田小学校 施設整備事業債	73,700	114,200			
計	12,111,300	12,634,000			

議案第 49 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第41条第1項第2号中「附則第39条第1項第2号」を「附則第20条第1項第2号」に、「をいう」を「に附則別表第17の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう」に改め、同条第2項中「0.983」を「0.986」に改め、同条第3項中「0.99」を「0.993」に改める。

附則第42条第1項第2号中「附則第39条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同条第2項中「0.983」を「0.986」に改める。

附則に次の1表を加える。

附則別表第17（附則第41条関係）

昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.204
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.214
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.240
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.246
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.246
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.251
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.261
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.272

昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.273
-------------------	-------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 50 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同法第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 139条第 3 項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第 146条の 7 第 1 項中「第24条の37第 1 項」を「第24条の36」に改める。

第 147条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第 2 号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第 3 号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附則第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 を削る。

附則第 6 条第 1 項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第 7 条の 2 の 2 の見出しを「（法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）」に改め、同条を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第15条第 2 項第 1 号に規定する割合は、3分の 1 とする。

2 法附則第15条第 2 項第 2 号に規定する割合は、2分の 1 とする。

3 法附則第15条第 2 項第 3 号に規定する割合は、2分の 1 とする。

附則第 7 条の 2 の 2 に次の 2 項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する割合は、3分の 2 とする。

6 法附則第15条第38項に規定する割合は、4分の 3 とする。

附則第7条の5の次に次の1条を加える。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の6 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3中「第16項、第17項、第19項、第21項、第23項、第24項、第26項若しくは第33項」を「第15項、第16項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項、第30項若しくは第40項」に改める。

附則第22条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第35条第1項を次のように改める。

第49条の3の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第35条第2項を削る。

附則第35条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税につ

いては、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第7条の2の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第7条の2の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第7条の2の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第7条の2の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第7条の2の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第7条の6の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同条に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

- 10 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 11 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の3の規定の適用については、同条中「第30項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第30項」とする。

(国民健康保険税に関する経過措置)

- 12 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。